

広島市条例第16号

令和8年3月27日

広島市特定教育・保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市特定教育・保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例

広島市特定教育・保育施設等運営基準条例（平成26年広島市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第46条第2項」の右に「（法第54条の3において準用する場合を含む。）」を加え、「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（特定乳児等通園支援事業の運営の基準）

第4条 法第54条の3において準用する法第46条第2項に規定する条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）第2条から第33条までに規定する基準とする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その職員、設備及び会計に関する諸記

録並びに特定乳児等通園支援の提供に関する記録のうち、本市が支給する乳児等支援給付費又は特例乳児等支援給付費に係る記録について、それらの費用を受領した日の属する年度の末日の翌日から5年間、これを保存しなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。